

四日市市告示第100号

四日市市農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該変更後の農業振興地域整備計画を次により縦覧に供する。

令和2年 3月24日

四日市市長 森 智広

変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所商工農水部農水振興課

(商工農水部農水振興課)